第３期

八王子市 地域福祉計画（案）

平成　年　月

八王子市

○　○　○　目　次　○　○　○

第１章　計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　２　地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　５　計画策定の組織と取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第２章　八王子市の地域福祉を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　１　市内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　第２期計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　市が抱える課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第３章　計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　１　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　計画のめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　４　福祉の圏域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第４章　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　１　しくみの充実
　　～多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進～・・・・・・
　２　地域福祉活動支援・人材育成
　　～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～・・・・・・・・・・・・・・・・
　３　サービスの充実
　　～生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上～・・・・・・・・・・

第５章　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　１　計画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　２　計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

＜資料編＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章　計画策定にあたって

（※中扉裏）

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景及び趣旨

本市では、少子高齢化や、家族形態の変化、住民相互のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化している中、平成 19 年度に地域福祉に関する事項を含む「八王子市地域保健福祉計画」を策定しました。

その後の本市においても少子高齢化の進行や、経済情勢の悪化による生活困窮者の増加、年代を問わず社会とつながりを失った人の孤立、弱者に対する虐待など問題が複雑多様化しています。

また、平成 23 年の東日本大震災では多くの尊い生命・財産が奪われ、最前線で災害対応を実施すべき行政も同様に甚大な被害を受けたことで本来の行政機能に支障が生じ、このことは、支援を公的機関のみで担うことには限界があることを明らかにしました。一方、被災した地域では、ボランティアや、地域の人々の支えあいが大きな役割を果たし、他人を思いやる心の重要性が再認識されました。

このように、地域での支えあいによる地域福祉の充実が一層求められる中、本市でも、第１期計画策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第２期地域福祉計画（以下、「第２期計画」とする）を平成 24 年度に策定しました。第２期計画下では、虐待・孤立化の防止や社会的弱者の支援、災害時の要援護者支援を重点に掲げ施策に取り組んできたほか、社会福祉協議会のもと市内２か所（平成 29 年３月現在）に地域における相談や集いの場となる地域福祉推進拠点を設けるなど、その取り組みを進めてまいりました。

また、国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、１人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う「地域共生社会」の実現をめざした取り組みがはじまっています。本市においても市内の施設や組織を有効に活用しながら、市民になじみやすい取り組みとしていく必要があります。

このように、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての住民が、自ら主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して活き活きと暮らせるよう、本市の地域福祉に関する対象者別計画を包含する理念や、協働して支えあうしくみを示していきます。

◆「八王子ビジョン 2022」の見直しと関わり

※現在検討中です。決定し次第お示しします。

◆八王子市の中核市移行について

※現在検討中です。決定し次第お示しします。

2 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者に対する虐待や、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。

また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。

問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における結びつきを密にし、支援を必要とする方を、地域の中で支えていくことが求められます。地域生活問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図る。この考えを基本に、行政による支援や民間事業者を含めた支援をあわせた重層的な協働の取組みが地域福祉です。

◆「地域共生社会」と「我が事・丸ごと」

※現在編集中です。次回お示しします。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる、

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

に関する事項を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（等）を加えて、具体的内容として策定するものです。

市内の各計画との関係では、八王子市基本構想・基本計画（以下「基本計画」という。）を上位計画とします。

一方、「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども育成計画」等の地域福祉にかかわる対象別計画に対してはこれらを内包した上位の計画であり、理念やしくみの整合性を図るとともに、これら対象者別計画では網羅できない課題については、本計画を元に、行政や地域の人々の力での解決を図ります。

また、保健、防災、交通、教育、消費生活などの他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、八王子市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の取組み強化が欠かせません。地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念やしくみの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図ります。

＜地域福祉計画の位置づけ＞

※「地域福祉計画の位置づけ」を示す図が入ります。

４ 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間とします。

これは、一定期間継続して事業を推進し、その評価を繰り返し行う必要があることや、対象者別計画の計画期間を考慮しています。

ただし、今後の社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行うことがあります。

＜地域福祉計画等の計画期間＞

※「地域福祉計画等の計画期間」を示す図が入ります。

5 計画策定の組織と取組み

（1） 策定組織

本計画の策定にあたっては、中核市移行により設置した、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する「社会福祉審議会」の「地域福祉専門分科会」の下、第２期計画の評価と、その評価を踏まえた本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などへの意見をいただきました。

それと並行する形で、福祉・保健・医療及び生活関連など、本計画の下で連携する庁内関係課で構成する「八王子市地域福祉計画庁内検討会」及び「八王子市地域福祉計画庁内幹事会」において協議、検討を行いました。

また、市民の意見を反映させるため、「アンケート調査」や「パブリックコメント」を実施しました。

（2） 策定までの取組み

本計画の策定に当たっては、市内に居住する 18 歳以上の住民を対象とした「市民アンケート調査」や、地域で活動を行う民生委員・児童委員を対象とした「民生委員・児童委員アンケート調査」を実施しました。

① 市民アンケート調査

○ 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女3,000名を無作為抽出
○ 調査期間：平成28年10月14日から平成28年11月３日
○ 調査方法：郵送による配布・回収
○ 回収状況：配布数3,000通　　有効回収数1,266通　　有効回収率42.2％

② 民生委員・児童委員アンケート調査

○調査対象　：市内の民生委員・児童委員
○調査期間　：平成 29 年６月　日から平成 29 年　月　日
○調査方法　：直接配布、郵送回収
○回収状況　：
＜全委員調査＞配布数　通　　有効回収数 442 通　　有効回収率　％
＜地区会長調査＞配布数 20 通　有効回収数 20 通　有効回収率 100.0％

③ パブリックコメント

平成 28 年度中に実施予定です。

第２章　八王子市の地域福祉を取り巻く現状

（※中扉裏）

第２章　八王子市の地域福祉を取り巻く現状

１　市内の状況

※現在編集中です。次回お示しします。
掲載する主な項目
（１）人口の推移
（２）合計特殊出生率
（３）障害者手帳所持者数
（４）要支援・要介護認定者数
（５）生活保護　被保護世帯・人員
（６）一般世帯数と１世帯当たりの世帯人員
（７）一般世帯の家族類型別世帯数（単独世帯・核家族世帯）
（８）一般世帯の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数
等

２　地域の状況

※現在編集中です。次回お示しします。
掲載する主な項目
（１）ＮＰＯ法人数
（２）登録ボランティア団体数
（３）地域交流サロン活動支援団体数
（４）高齢者あんしん相談センターにおける相談件数
（５）障害に関する相談件数
（６）ドメスティック・バイオレンス相談件数
（７）児童虐待対応件数
（８）孤独死の発生件数
等

3　第２期計画の評価

（１）事業の進捗

第２期計画では、当時の社会情勢と本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点から３つの重点課題を掲げ、この解決を目指して施策を展開し、それぞれの取組みについては、進行状況を報告し、意見・評価を反映させながら計画の推進を行いました。

【３つの重点課題】の解決を目指す
①　地域における虐待・孤立化の防止
②　地域における社会的弱者の支援
③　地域における災害時の要援護者支援

①　地域における虐待・孤立化の防止

＜重点課題の設定とその取り組み＞

重点課題の設定

町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化する中で、本市においても平成 23 年度、孤独死が 167 件発生しました。孤独・孤立の問題は、単身世帯の増加が一因である一方、他市の状況を見ても、複数人世帯であっても、介護者・保護者が倒れたことにより、認知症高齢者や障害のある子どもなどに支援が至らないという複合的問題を含んでいます。また、認知症高齢者、障害者を含む世帯の孤立は、ネグレクトを含む虐待につながるケースがあります。こうした問題には、民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築が不可欠です。

対象者別計画及び本計画の取組み状況

高齢者計画、こども育成計画においては、地域における総合的な支援機関である「高齢者あんしん相談センター、子ども家庭支援センターの充実」を掲げています。また、これらの機関を中心とした「関係機関とのネットワーク機能の充実、連携強化」について取組みを進めています。地域福祉計画では、さらに、地域住民、事業者を含めた形でのネットワークを構築します。また、障害者計画では「障害者ひきこもり対策」の中で、相談事業所を活用することとしています。

＜第２期における取組状況＞

◆地域の身近な支援機関

各分野ごとに、専門的な相談支援機関を設置しました。
（※網掛け部分は２期計画期間中に増設したものです。）

＜主要な各分野ごとの相談機関一覧＞

民児協	社協	高齢者福祉			障害者福祉	児童福祉	保健福祉センター
	拠点	包括	ふらっと	見守り		子家セン	
1地区		中野		中野	障害者地域生活支援拠点 「ぴあらいふ」 「あくせす」 「待夢」 「サポート多摩」 「八王子地域生活支援室　高尾」 ＊障害別に支援を実施	館	大横
2地区		大横				みなみ野	大横
3地区		子安				みなみ野	大横
4地区		旭町				みなみ野	大横
5地区		中野				石川	大横
6地区		旭町				石川	大横
7地区	石川	左入				石川	大横
8地区	石川	左入				石川	大横
9地区	川口	川口				元八王子	東浅川
10地区	川口	恩方				元八王子	東浅川
11地区	川口	元八王子 もとはち南				元八王子	東浅川
12地区		長房		長房		館	東浅川
13地区		めじろ				館	東浅川
14地区		高尾				館	東浅川
15地区		寺田	館ヶ丘			館	東浅川
16地区		片倉				みなみ野	南大沢
17地区		長沼				みなみ野	南大沢
18地区		堀之内				南大沢	南大沢
19地区		堀之内				南大沢	南大沢
20地区		南大沢				南大沢	南大沢

民児協　…　民生委員児童委員協議会
拠点　…　地域福祉推進拠点（社協）
包括　…　高齢者あんしん相談センター
ふらっと　…　シルバーふらっと相談室
見守り　…　シルバー見守り相談室
子家セン　…　地域子ども家庭支援センター

［分析］

それぞれの支援機関における市民からの通報件数・相談件数は増加傾向にあり、虐待等の通報・相談先として各相談支援機関の周知が進み、実際に通報・相談に繋がっているためと推測されます。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの分野における支援体制となっており、“介護と子育て”や“認知症とひきこもり”等といった複合的な相談内容については、それぞれの相談支援機関に別箇に相談しなければならない状態です。今後増加するであろう複合的な課題に対し、分野を越えた横断的に取組まねばなりません。その実現のため、分野を横断した包括的な支援体制（ネットワーク）の構築が必要です。

◆情報提供

メールマガジン

子育て支援や支援サービスの利用を促し、児童虐待や産後うつの予防につなげるため、幅広く他所管にわたる子育て支援サービスの情報を“タイムリー”・“きめ細かく”発信しました。

（内容）ママ・パパへのアドバイス、予防接種スケジュール、
授乳やだっこのアドバイスなど

「すくすく＊はちおうじ（facebook）」

ＳＮＳを活用し、“タイムリー”・“視覚的に分かりやすく”発信しました。

（内容）市内のイベントや講座、子育てのトピックスなど

［利用状況］

	メールマガジン登録者数	Facebook いいね！数
平成２６年度	896 件	323 件
平成２７年度	（メルマガ）3,257 件 （モバイル）5,446 件	790 件

［分析］

こうしたＳＮＳ等を活用した情報提供の仕組は、福祉の分野では現在児童福祉で実施しています。主な対象者が２０歳代～３０歳代であり、ＳＮＳ等をよく活用する世代であることもあり、利用が伸びています。

ＳＮＳ等は、タイムリーに発信することができ、また視覚的に分かりやすく、広報等よりも多くの情報を掲載することも可能です。情報を必要としている人に適切に提供していくため、児童福祉だけでなく、他の福祉の分野でもＳＮＳ等多様な情報発信手段の活用を検討していくことが必要です。

◆地域福祉の担い手　～市民への支援～

うぃずサービス（社協）

利用会員登録した高齢者、障害者、ひとり親家庭、産前産後、病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方に対し、登録した協力会員によるホームヘルプサービス等を行いました（有償）。

高齢者ボランティア・ポイント制度

介護予防効果を高め、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、65 歳以上の高齢者が行う介護支援ボランティア活動に対してポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給しました。

センター元気

双方の相談業務に対応することによって、高齢者のいきがいづくりに資する高齢者の様々な活動を支援するため、特技を持った高齢者と、それを必要とする個人や団体を仲介・照会しました。

子育て応援団

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成・支援する。

［利用状況］

	うぃずサービス（社協）	高齢者ボランティア・ポイント	センター元気	子育て応援団
平成２５年度	(利用会員)271 人 (協力会員)253 人 (活動件数)11,543 件	(登録者)1,620 人 (受入指定施設等) 159 施設、18 団体	(ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ)123 人 (講師登録)535 人 (成立)249 件	(登録者) 393 人
平成２６年度	(利用会員)303 人 (協力会員)243 人 (活動件数)11,654 件	(登録者)1,974 人 (受入指定施設等) 170 施設、60 団体	(ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ)158 人 (講師登録)518 人 (成立)234 件	(登録者) 440 人
平成２７年度	(利用会員)308 人 (協力会員)233 人 (活動件数)12,232 件	(登録者)2,206 人 (受入指定施設等) 201 施設、68 団体	(ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ)166 人 (講師登録)633 人 (成立)312 件	(登録者) 444 人

［分析］

地域福祉の担い手確保・育成については、支援をする側・支援をされる側の対象者によって、複数の制度が設けられており、活動を続けている。活動内容については重複している部分もあります。

支援をする側の意欲と質を向上させ、支援をされる側のニーズに的確にこたえていくためには、こうした人材を横断的により有効に活用していけるような仕組みが必要です。

◆地域福祉の担い手　～地域でのネットワーク～

小地域福祉活動団体情報交換会(社協)

小地域での支えあいの仕組づくりについて、既に活動している団体及び関係機関のスタッフと共に、それぞれの活動把握や活動の活性化、地域への啓発活動に資するための情報交換会等を開催しました（年４回)。

［開催状況］

	５月	８月	１１月	２月
平成２５年度	第７回 (参加) ７団体 (内容) 見守り活動など	第８回 (参加) ７団体 (内容) 社協の計画など	第９回 (参加) ５団体 (内容)防災と福祉活動など	第１０回 (参加) ７団体 (内容) 近況報告など
平成２６年度	第１１回 (参加) ７団体 (内容) 近況報告など	第１２回 (参加) ７団体 (内容) 近況報告など	第１３回 (参加) ２５人 (内容)地域包括ケアシステム等	第１４回 (参加) ７団体 (内容) 見守り活動など
平成２７年度	第１５回 (参加) ９団体 (内容) 近況報告など	第１６回 (参加) ９団体 (内容) 近況報告など	第１７回 (参加) ９人 (内容)個人情報保護など	第１８回 (参加) ８団体 (内容) 近況報告など

［分析］

町会等を軸とした小地域福祉活動を実施している団体は、現在１２団体程（社協把握分）あります。独自に地域で支えあう仕組みを作り、活動を行っていますが、こうした団体においても担い手の確保は課題となっており、継続的な支援が必要です。

◆民間事業者を含めた地域での見守り体制

民生・児童委員

それぞれ担当地域住民の生活状況を十分に把握するとともに、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、社会福祉事業施設との連絡を密にし、その機能を助けるなど、民間奉仕者として積極的な活動を進めています。

＜近年の状況＞

平成 27 年度　中核市移行により定数を市独自に設定することが可能になる

平成 29 年度　民生委員制度　創設 100 周年

＜運営状況＞

	定数	実数	充足率
平成 22 年一斉改選	445	431	96.8%
平成 25 年一斉改選	451	439	97.3%
平成 28 年一斉改選	452	449	99.3%
平成 29 年５月現在	452	450	99.5%

見守り協定事業

地域社会からの孤立や孤独死を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指すため、地域で配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結び、日常業務において高齢者等の何らかの異変に気付いた場合に市へ連絡を行い、情報提供を受けた市が関係機関と連携して対応することを進めています。

＜提携状況＞

	新規締結数	延締結数
～平成 25 年度	－	15
平成 26 年度	4	19
平成 27 年度	3	22
平成 28 年度	5	27

［分析］

本市の民生・児童委員充足率は高い水準を維持している。“担い手・後継者不足”との声もありますが、町会・自治会をはじめとする地域団体の協力もあり、現在の体制となっています。また、見守り協定の締結も進んでおり、地域の見守り体制が広がってきています。

支援を必要としている人を早期に発見し、支援のネットワークにつなぎ、早期に対応していくためには、こうした地域での見守り活動を継続していくことや、民生・児童委員の活動支援、担い手の確保、地域福祉活動をしやすい環境づくりなどが必要です。

②地域における社会的弱者の支援

重点課題の設定

要支援・要介護認定者の増加と、身体・知的・精神それぞれの障害者手帳所持者は、増加傾向にあります。判断能力の十分でない方が、適切なサービスを受けられるよう、また、振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助が求められます。

社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立状態にある方をめぐる問題が深刻化しています。生活保護受給者は増加し、さらに、生活保護に至るリスクのある方も増加しています。こうした方を地域において就労に結びつけ、自立に導く支援と早期の把握に努め、必要な支援に結びつける協働のネットワークづくりが必要です。

対象者別計画及び本計画の取組み状況

社会的弱者の支援策として、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画では、「成年後見制度の利用促進」や、それに関わる情報提供や関連団体との連携など「権利擁護事業の充実」を掲げています。さらに、障害者計画では、平成 24 年４月に施行した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」とあわせ、社会参加できるまちづくりの実現をめざしています。

地域福祉計画では、対象者別計画には含まれない、生活保護、生活困窮者への支援、ニート、引きこもり状態の若者に対するサポート体制を構築し、支援します。こども育成計画では、重点的な取組みとして、仕事と子育ての両立支援を掲げています。仕事と生活の調和の視点から、家庭の経済的安定を支える「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」、「多様な働き方にあわせた家庭と仕事の両立支援」という就労・雇用の支援の取組みを示しています。

＜第２期における取組状況＞

◆ハード整備

思いやり駐車スペース

障害者や妊産婦、高齢者、一時的にケガをされている方など、長距離移動をするのがつらい方が優先的に使える駐車場については、市の施設にはすべて設置することとなっています。また、市の補助を活かし、民間施設への設置を働きかけました。

赤ちゃん・ふらっと

子育て中の方が乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように、授乳やおむつ替えができ、ミルクを作る設備を備えたスペースの設置について、市の補助を活かし、民間施設への設置を働きかけました。

［設置状況］

	思いやり駐車スペース	赤ちゃん・ふらっと
平成２５年度	(新規) ４施設、５か所 (累計)39 施設、56 か所 (うち、補助)なし	(新規)10 か所 (累計)76 か所 (うち、補助)医療施設１か所
平成２６年度	(新規) ２施設、３か所、 (累計)42 施設、59 か所 (うち、補助)なし	(新規)24 か所 (累計)100 か所 (うち、補助)子育て支援施設４か所
平成２７年度	(新規) ２施設、３か所 (累計)43 施設、62 か所 (うち、補助)なし	(新規)14 か所 (累計)114 か所 (うち、補助)子育て支援施設２か所

［分析］

民間施設への設置を促進するためには、制度の周知を積極的に実施することに加え、設置補助を再検討する必要があります。

【参　考】

東京都福祉のまちづくり条例

バリアフリー法では対象外の施設であっても、障害者や高齢者すべての人が円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき市で届出を受け付けています。

(単位：か所)	公共的施設	日常生活施設	文化・娯楽施設	その他	路外駐車場
平成２５年度	0	27	0	4	0
平成２６年度	2	20	0	4	0
平成２７年度	3	22	0	3	1

◆福祉教育・意識のバリアフリー（ソフト）

学校等への車いす等体験学習（社協）

学校等から要請を受け、児童・生徒を中心に「福祉講話」「車いす体験」「高齢者疑似体験」「点字体験」「アイマスク体験」を実施しました。また、より多くの体験要望に応えていくため、指導のできる人材を養成し、体験学習を地域に開けたものにし、関わる人々がつながりを持つことが出来るよう支援しています。

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の方やその家族の応援者を養成しています。受講者には「オレンジ・リング」を配布しています。

「八王子市障害者差別禁止条例」

平成２８年４月に改正され、行政機関における合理的配慮を義務化するなど、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域の実現を推進します。

障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修

「障害者差別禁止条例」の主旨、障害及び障害者に対する知識、理解を深めるため、市職員（指定管理者を含む）に対する研修を実施しました。

［開催状況］

	学校等への車いす等体験学習（社協）	認知症サポーター養成講座	障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修
平成 25 年度	(実施)129 件 (参加)10,319 人		(実施)２回 (参加)321 人
平成 26 年度	(実施)165 件 (参加)12,564 人	(実施)159 件 (参加)2,942 人	(実施)２回 (参加)310 人
平成 27 年度	(実施)154 件 (参加)13,142 人 (サポーター)７人登録	(実施)217 件 (参加)5,411 人	(実施)２回 (参加)339 人

［分析］

自らが直接体験し学ぶことで、意識のバリアフリーを進め、地域福祉活動への参加のきっかけとなることが期待される。多くの方が体験できるよう、実施体制の強化が必要であり、また、現在は小中学校を中心に実施している体験学習を大学・一般向けにもさらに拡大することが望まれます。認知症や障害に関する研修については、今後も幅広く実施することで、理解を深めていくことが必要です。

◆権利擁護事業

福祉サービス総合支援事業

判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい等、日常生活に不安のある方が、安心して自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施しています。

成年後見活用あんしん生活創造事業

判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった方が、安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ります。また、平成 26 年度より、市独自に市民後見人の養成を行っています。成年後見人は財産管理が主な業務であるが、市民後見人は財産管理だけでなく、被後見人の身上監護（見守り）にも力を入れ、地域の力で支援を進めています。

成年後見支援（市長申立）

成年後見制度を利用したい方で４親等内に申立てる親族がいない場合などに、市長が代わりに後見人等の選任を家裁に申立てることで、権利が適切に護られるよう努めています。

成年後見支援（成年後見審判請求申立費用・後見人報酬補助金）

成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用や後見人等報酬について助成を行います。

［実施状況］

福祉サービス総合支援事業

	地域福祉権利擁護事業（東社協事業）				財産保全・管理サービス	
	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	高齢者	身体障害者
平成 25 年度	52 件	７件	39 件	３件	11 件	２件
平成 26 年度	63 件	８件	42 件	３件	16 件	３件
平成 27 年度	67 件	11 件	49 件	３件	19 件	５件

市民後見人養成（＊候補者には、東京都養成者も含む）

	基礎講習受講者数	候補者登録数＊	受任状況（件／人）
平成 26 年度	30 名	11 名	８件／７名
平成 27 年度	－	36 名	７件／６名
平成 28 年度	13 名	33 名	９件／８名

成年後見支援

	市長申立		助成	
	高齢者	障害者	高齢者	障害者
平成 25 年度	20 件	３件	７件	０件
平成 26 年度	13 件	４件	11 件	０件
平成 27 年度	８件	３件	４件	１件

［分析］

現在、社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター」を設置し、事業の推進を行っていますが、今後は成年後見制度利用促進法に規定する“中核機関”として、行政機関や親族・専門職・市民後見人、各関係機関とのネットワークや支援体制を強化するとともに、市民や医療機関、福祉施設等にも制度の周知を行い、幅広く利用を促進することが必要です。

◆生活にお困りの方への支援

子どもの健全育成

貧困の連鎖を防止するため、無料学習教室を実施しています。平成 27 年度からは生活保護受給世帯の中学生に加え、児童扶養手当全部支給世帯の中学生も対象としています。平成 28 年度からは、生活困窮者自立支援事業に位置付け、中学生の日常生活自立支援、養育支援、教育支援、高校中退予防などを実施しています。

生活困窮者自立支援

既存の制度では十分に対応できなかった、生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成・自立に向けた支援を行っています。

若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている１５歳～３９歳位までの若者が就労に向かえるよう、協力事業者の事務所における職場体験など様々な支援を実施。

【八王子若者サポートステーション（サポステ）】

①本人・保護者に対する相談支援
②就職活動セミナー・ビジネスマナー・パソコン講座等セミナーの実施
③職場体験・職場実習
④３泊４日の合宿形式による「クリーニング基礎講座」の実施

【若年無業者就労促進事業】

サポステの登録者のうち、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、中々就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことが出来る支援付の就労の機会を提供する就労訓練（中間的就労）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けています。

［実施状況］

	子どもの健全育成	八王子若者サポートステーション（サポステ）	若年無業者就労促進事業
平成２５年度	(対象者)247 人 (参加)39 人 (進学)31 人 (会場) ４か所		
平成２６年度	(対象者)320 人 (参加)51 人 (進学)20 人 (会場) ４か所	(利用者)延 2,383 人 (登録者)216 人 (進路決定)82 人	(進路決定)24 人 (協力事業者)25 社
平成２７年度	(対象者)861 人 (参加)93 人 (進学)35 人 (会場) ６か所	(利用者)延 3,178 人 (登録者)412 人 (進路決定)125 人	(進路決定)52 人 (協力事業者)35 社

八王子就労サポート

平成 26 年から市役所地下階に市とハローワーク八王子が共同で設置し、生活保護を受けている方や離職により家賃を支払うことが困難な方などの就労を支援します。窓口にはハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）が常駐し、市職員等と連携しながら、各種相談・職業紹介・求人情報の提供を行っています。

［実施状況］

	相談件数	就職者数	（参考：生活保護世帯数）
平成２６年度	1,398 件	172 名	8,015 世帯
平成２７年度	1,343 件	178 名	8,028 世帯
平成２８年度	1,305 件	157 名	7,819 世帯

［分析］

生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、市の体制が強化され（生活自立支援課）、支援制度も充実してきました。一方で、様々な制度がありつつも、対象者や内容の違いが分かりにくく、支援を必要としている人に結びつきにくい状況があると考えられます。制度や体制を整理し、一体的・一貫した支援が出来るようにする必要があります。

【参考】

受験生チャレンジ支援貸付事業（東京都）

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する事業です。高校・大学に入学した場合は、返済免除となります。

［実施状況］

		学習塾受講貸付		受験料貸付	
		中学３年生	高校３年生	高校受験	大学受験
平成２５年度	貸付決定	254 件	72 件	156 件	88 件
	免除決定	241 件	79 件	156 件	88 件
平成２６年度	貸付決定	237 件	71 件	158 件	90 件
	免除決定	237 件	69 件	158 件	88 件
平成２７年度	貸付決定	233 件	81 件	163 件	109 件
	免除決定	230 件	81 件	160 件	107 件

③　地域における災害時の要援護者支援

重点課題の設定

平成 23 年３月 11 日の東日本大震災は、未曽有の被害をもたらし、およそ１万８千人の死者・行方不明者を出しました。その中には、要援護者の被害も多数報告されています。今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘されており、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、前提となる日頃からの地域とのつながりを、支援する側、される側、双方から発信する必要があります。

対象者別計画及び本計画の取組み状況

市の全体計画では、災害時要援護者を高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、外国人と定義しました。このうち、特に一人での避難が困難とされる高齢者、障害者（難病患者含む）については、「災害時要援護者避難支援地域実施マニュアル」に基づき、各計画で、要援護者一人ひとりの支援の方法を記した「避難支援プラン（個別計画）」を作成するとしています。さらに、障害者計画では、避難所及び二次避難所（福祉避難所）の整備拡充を検討課題としています。

＜第２期における取組状況＞

◆支援を必要としている方へ

在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

災害時、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、個別支援計画を作成し、災害時の被害を最小限にとどめます。

障害別避難支援マニュアル策定

障害者支援者や当事者向けの各避難支援マニュアルを作成。災害時に自力で避難が困難な障害者の特性を障害別に理解し、態様に応じた円滑な避難・支援方法の周知を図ります。

［策定状況］

	在宅人工呼吸器使用者 災害時支援事業	障害別避難支援マニュアル策定
平成 25 年度	(策定件数)30 件	
平成 26 年度	(策定件数)25 件	(作成)8,000 部 (配布)町会・自治会等へ 4,000 部
平成 27 年度	(策定件数)25 件	(作成)23,000 部 (配布)障害者支援事業所・特別支援学校等へ 12,000 部

［分析］

災害時要支援者は、その対象者の状況により必要な支援が異なる。対象者に応じた対応方法を検討し、当事者だけでなく、支援者にも対応方法を周知する必要がある。

◆地域で支える仕組み

地域における災害時要支援者支援体制の構築

災害時、自力で避難することが困難な方に対し、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを、地域の中で速やかに安全に行うための仕組（地域支援組織）です。また、避難行動要支援者名簿を整備し、市役所本庁舎・市民部各事務所・市立小中学校へ配備しています。

自主防災組織運営

主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を促すことで、共助体制の強化を図り、地域防災力向上を目指します。

［実施状況］

	地域における災害時要支援者支援体制の構築		自主防災組織運営
	地域支援組織 ＊市把握分	避難行動要支援者対策 （名簿の配備）	
平成 25 年度	（結成）３団体、計 12 団体 （覚書）２団体、計８団体	本庁舎・事務所に町丁目別名簿	（新規）13 団体 （総数）391 団体
平成 26 年度	（結成）０団体、計 12 団体 （覚書）０団体、計８団体	本庁舎・事務所に町丁目別名簿、小中学校に学校区別名簿	（新規）６団体 （総数）397 団体
平成 27 年度	（結成）０団体、計 12 団体 （覚書）０団体、計８団体	本庁舎・事務所に町丁目別名簿、小中学校に学校区別名簿	（新規）９団体 （総数）406 団体

［分析］

災害時要支援者は、その対象者の状況により必要な支援が異なる。対象者に応じた対応方法を検討し、当事者だけでなく、支援者にも対応方法を周知する必要があります。また、地域で支える仕組み（自主防災組織等）との一体的な実施が必要です。

【参考】

長房団地における見守り活動【支えあいネットワーク事業】

災害時の支援を目的としているが、普段から緩やかな見守りを行うことで、孤立などの問題を早期に発見し、必要な支援につなげている。地域住民が“協力員”として要援護者の見守りを行っている。

［実施状況］

年度	長房の成果※[1]	市内の孤独死件数※[2]
平成 25 年度	５件（５％）	**100 件**／180 件（５６％）
平成 26 年度	０件（０％）	**125 件**／202 件（６２％）
平成 27 年度	３件（３％）	**104 件**／214 件（４９％）

※[1]死後２日目以降に発見された件数

※[2]**死後2日目以降に発見された件数**／市内の孤独死件数

◆災害への備え

防災意識の啓発

防災分野の専門講師による講演会や防災に関わる研修会などを開催することにより、市民の防災意識向上を図りました。平成２６年度からは“防犯・防災フェア”として開催しています。

［開催状況］

	開催内容	参加者数
平成 25 年度	防災講演会（いちょうホール）	567 人
平成 26 年度	防犯・防災フェア（八王子駅南口）	約 2,000 人
平成 27 年度	防犯・防災フェア（八王子駅南口）	2,000 人

災害ボランティアリーダー養成事業（社協）

八王子でも被災時には多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想され、その取りまとめ役となるボランティアリーダーの養成が求められており、養成講座の開催や市の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンター立上げ訓練等を行っている。

［実施状況］

	災害ボランティアリーダー登録者数
平成 25 年度	102 人
平成 26 年度	104 人
平成 27 年度	112 人

［分析］

第２期計画策定後現在に至るまで八王子市内において大きな災害等は発生していないが、防災の意識付けや、災害に備えた活動は平常時から継続的に行う必要がある。防災意識の啓発では“防犯・防災フェア”の会場を八王子駅南口（サザンスカイタワー八王子東側広場）とすることで、参加者が増加した。福祉分野における防災活動についても、こうした機会を充分に活用することで、有効的に普及・啓発する必要があると考える。

災害ボランティアリーダーの養成については、講座や市総合防災訓練への参加を行っているが、今年度は、実際に発災した場合に災害ボランティアセンターとなる予定であるサイエンスドームでの訓練を予定している。今後も担い手の確保・育成が必要である。

＜事業実施のまとめ＞

「地域における虐待・孤立化の防止」については、虐待・孤立化の防止は今後も引き続き解決を目指すべき課題です。第３期計画では、行政として相談者を支援するしくみづくりや情報提供の充実、地域福祉の担い手の確保・育成等への更なる取組が必要です。

「地域における社会的弱者の支援」については、東京都福祉のまちづくり条例や成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法等法整備が進んでおり、福祉サービスの制度は充実してきています。しかし、一方で制度の内容が複雑化し、分かりにくくなってしまっており、市として福祉サービスを分かりやすく情報発信していくことが必要です。また、社会参加を促進するためには、地域で支えあう意識の醸成が不可欠であり、継続的な活動が求められます。

「地域における災害時の要援護者支援」については、災害時要援護者支援についての取組は、“災害時に特化”したものではなく、“平常時から継続的に行っていく”必要があります。また、普段の見守り等が災害時に効力を発揮することもあります。要支援者ごとに必要な避難方法等を検討するとともに、平常時からの取組を促進することが必要です。

（２）アンケート調査から

「地域の人にしてほしいこと」と「近隣世帯にできること」

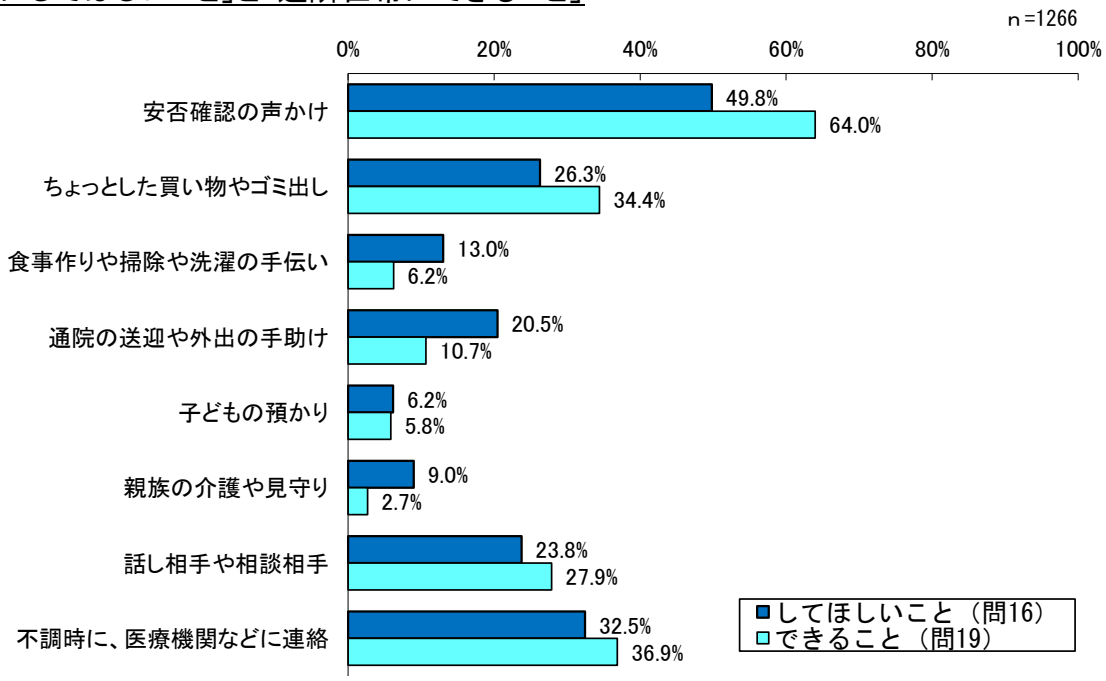

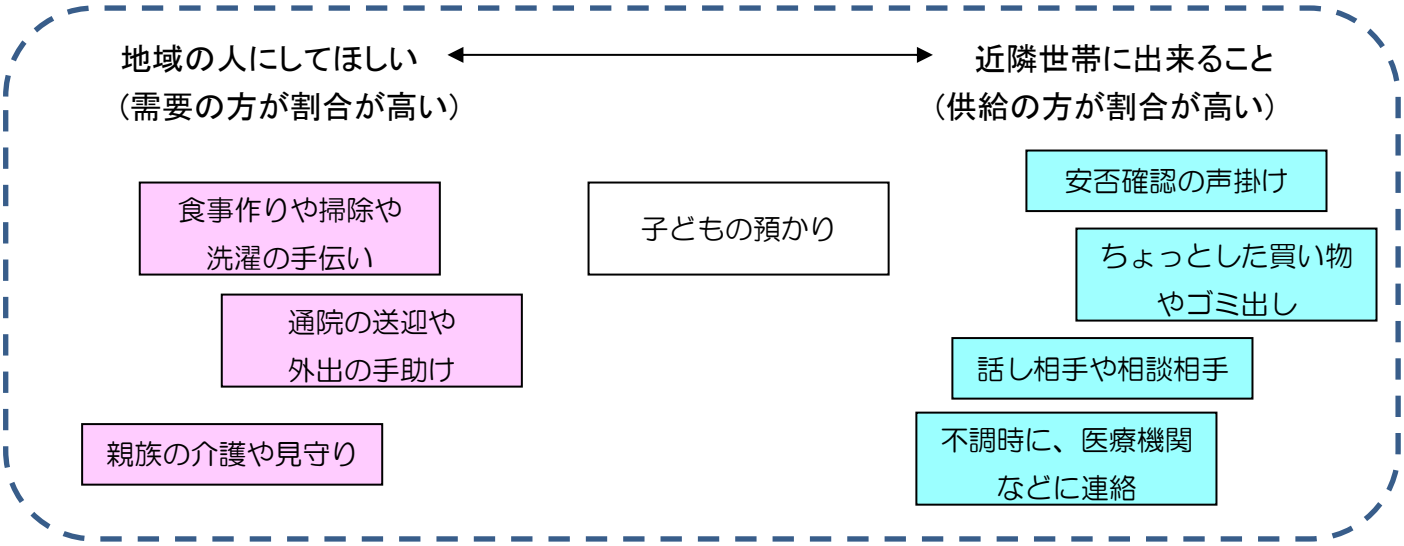

■地域の人にしてほしい取組は、介護や通院の送迎など支援者の負担が比較的重いものが選択されている。

■近隣世帯に出来る取組は、声掛けや相談相手など支援者に負担があまりかからないものが選択されている。

→近隣世帯に出来ることは比較的取組みやすいものであり、地域の人にしてほしいものは専門的な知識や資格が必要となるものです。

→支援の内容として、地域住民が取組むものと、専門職・団体が取組むものを整理していく必要があります。

「地域活動に参加していない理由」から

◇経年変化に見た傾向

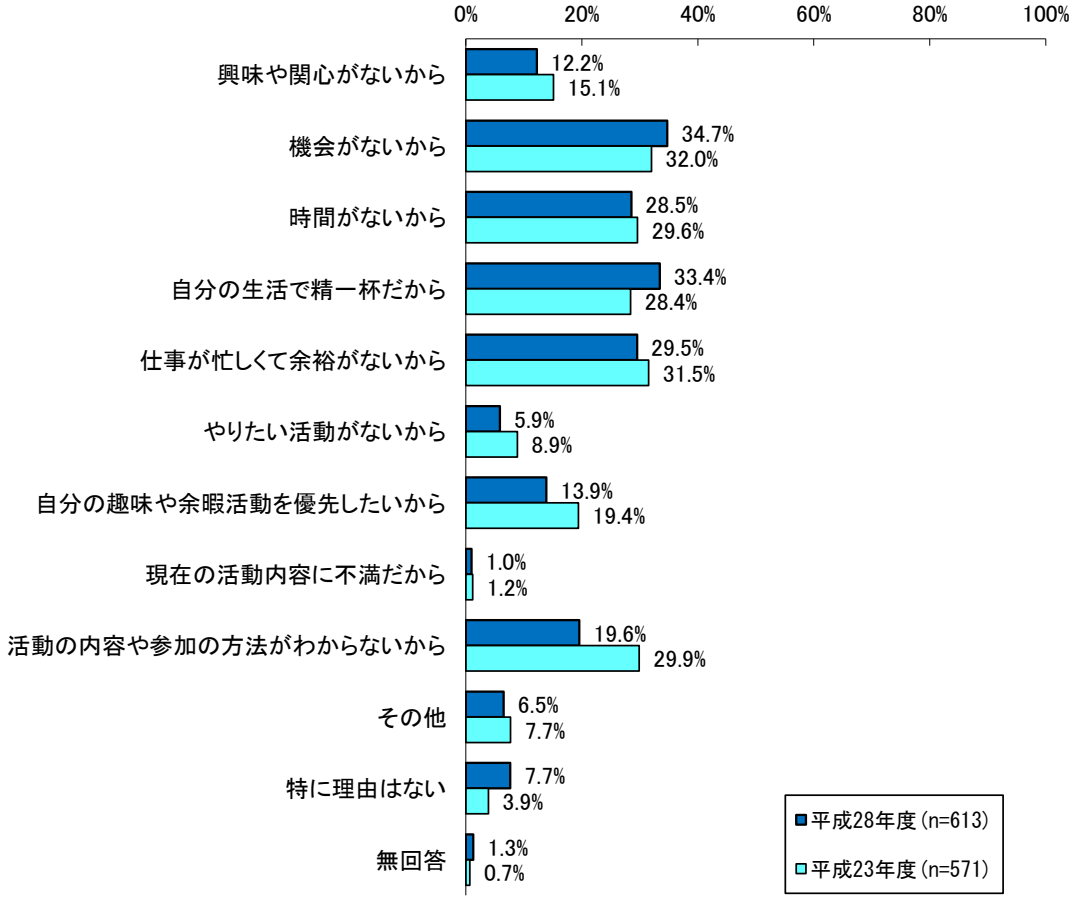

■「機会がないから」が 34.7%と最も高くなっている。

→潜在的な参加者として、地域活動の参加のきっかけづくりとなる活動機会を積極的に提供することが望まれています。

■「活動の内容や参加の方法がわからない」19.6%は前回より 10%程度減少している。

→前回調査時に比べ大幅に減少しているが、依然として高い数値にあり、潜在的な参加者として引き続き参加方法等の情報発信が必要です。

■「興味や関心がないから」、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」は前回調査時より減少し、「特に理由はない」は増加している。

→地域活動に対する興味、関心が低いため、その活動内容や魅力を積極的に情報発信していくことが望まれています。

「地域福祉活動に参加していない理由」から

◇地域福祉の担い手の確保

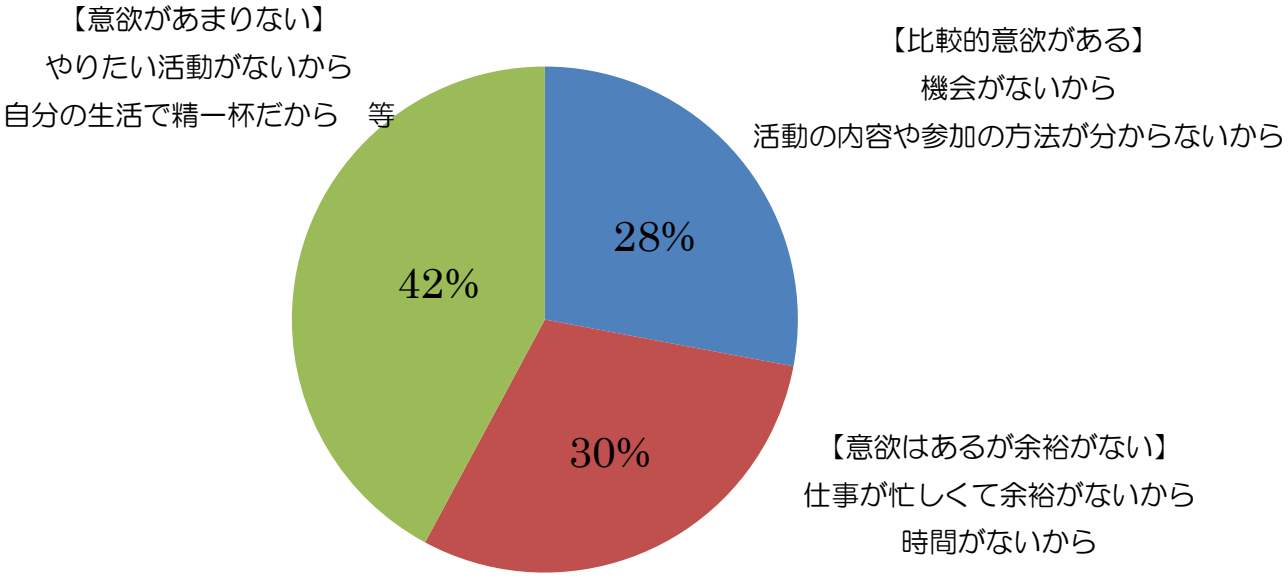

■【比較的意欲がある】【意欲はあるが余裕がない】は潜在的な地域福祉の担い手であると考えられる。

→“機会がないから”や“方法が分からないから”といった方への情報提供や参加手段の多様化等を行うことで、担い手の確保に繋がると考えられます。

「福祉にまつわる用語等の認知度」から

◇福祉にまつわる用語等の認知度

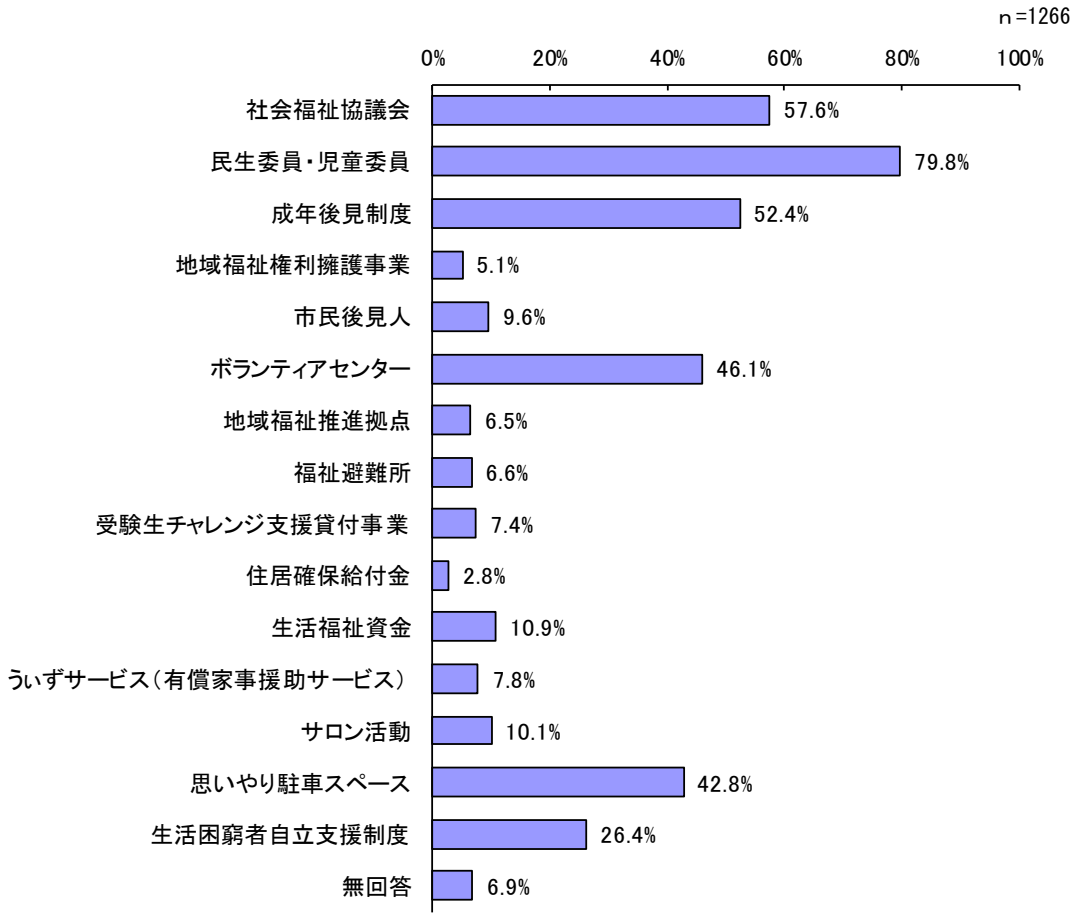

■「民生委員・児童委員」が 79.8％と最も高く、次いで、「社会福祉協議会」57.6％、「成年後見制度」52.4％などとなっている。一方「地域福祉権利擁護事業」は 5.1％と低い認知度となっている。

→成年後見制度の認知度は 52.4％だが、判断能力が不十分な方への行政支援策である地域福祉権利擁護事業の認知度は 5.1％と低いことから、「権利擁護事業」として一体的なＰＲが望まれます。

「福祉制度のわかりやすさ」から

◇経年変化に見た傾向

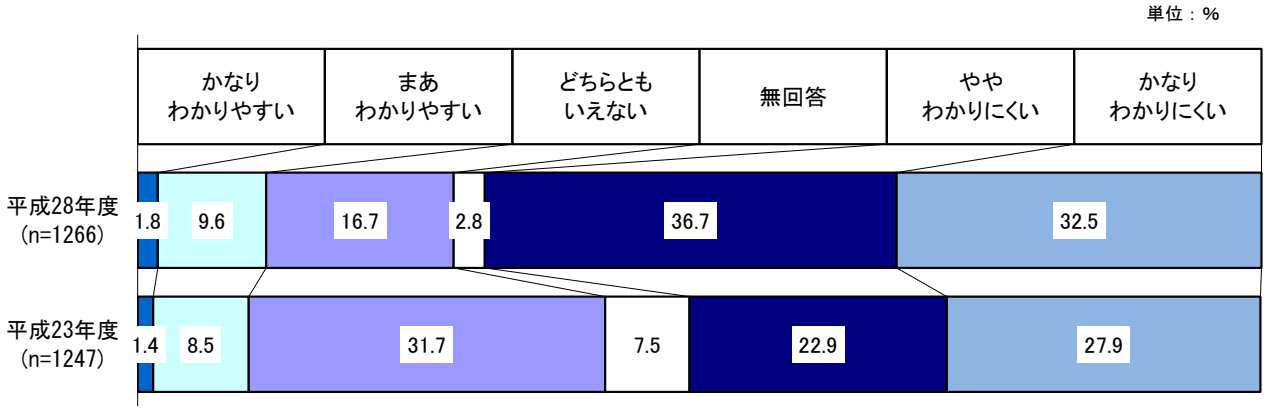

■「ややわかりにくい」と「かなりわかりにくい」を併せた『わかりにくい』と感じている層は全体の 69.2%となっており、前回調査の 50.8%から大幅に増加している。

→福祉サービスに関する、適切な情報提供の充実が望まれます。

→福祉施設等の運営等に関する評価の公開や、事業への指導等による適切な施設等の運営など、分かりやすい福祉制度の実施が望まれます。

福祉サービスの「情報の入手先」から

◇情報を入手する方法

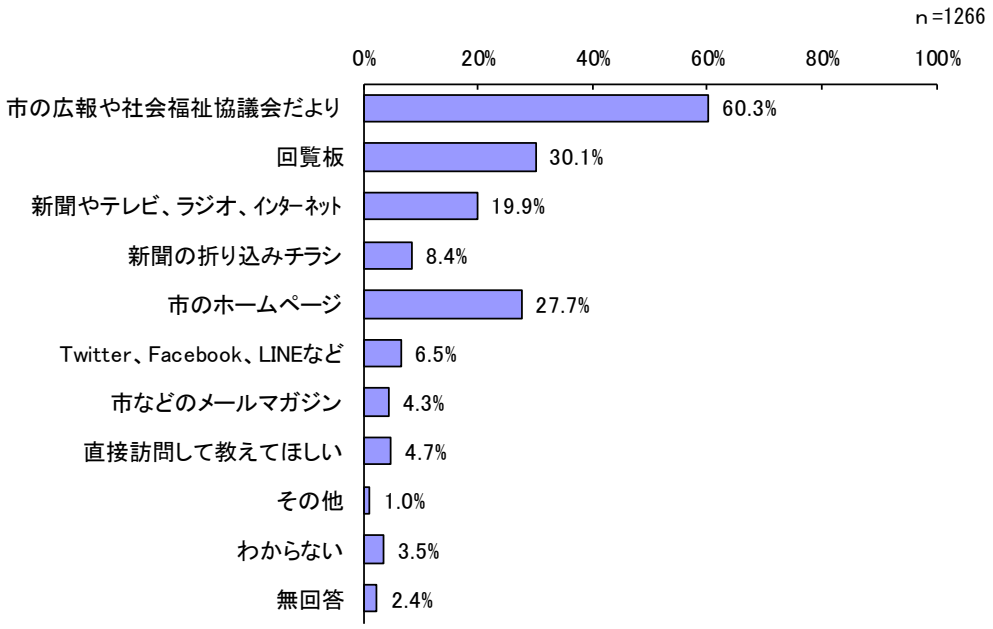

■「市の広報や社会福祉協議会だより」との回答が 60.3%と最も高く、次いで「回覧板」、「市のホームページ」となっている。

→福祉サービスに関する情報提供の充実が望まれます。

「地域福祉推進拠点」から

◇「地域福祉推進拠点」でしてみたい活動

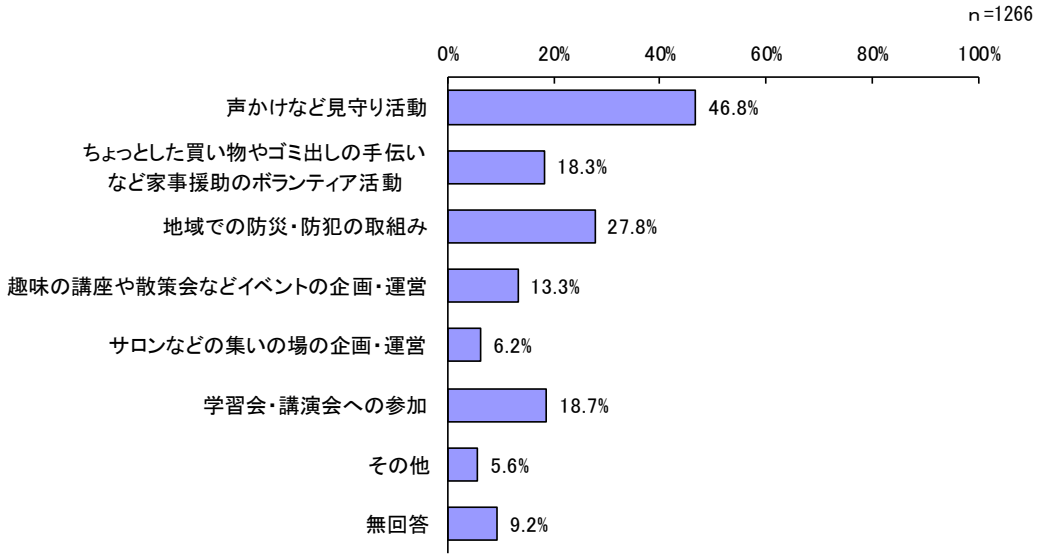

■「声かけなど見守り活動」が 46.8%と最も高くなっており、次いで、「地域での防災・防犯の取組み」27.8%、「学習会・講演会への参加」18.7%などとなっている。

→「声かけなど見守り活動」、「地域での防災・防犯の取組み」といった地域全体で取り組む防災・防犯に関する活動が望まれます。

「災害時に地域で支えあうしくみ」から

◇災害時に地域で支えあうしくみ

大規模災害等の備えとして、地域で支え合う仕組みは必要だと思いますか。

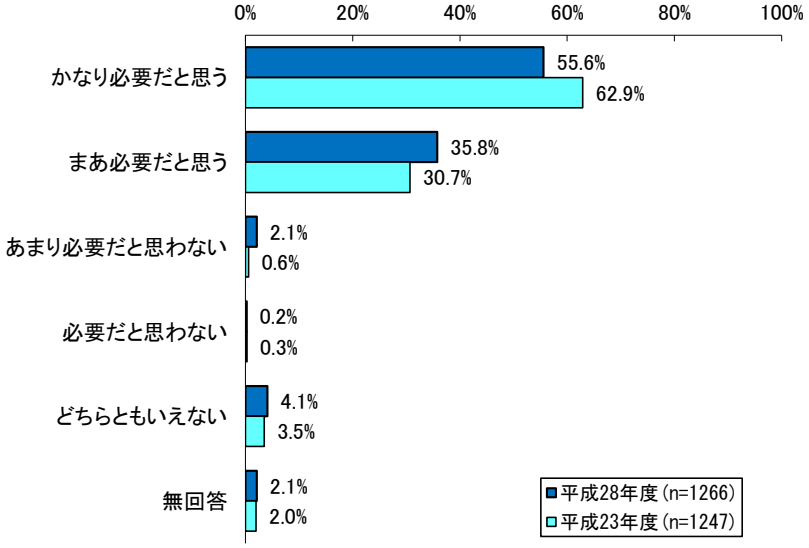

■「かなり必要だと思う」、「まあ必要だと思う」を併せた『必要だと思う』が全体の91.4%となっています。

→地域における防災活動の推進が望まれます。

「生活困窮者自立支援制度で重視する点」から

◇生活困窮者自立制度で重視する点

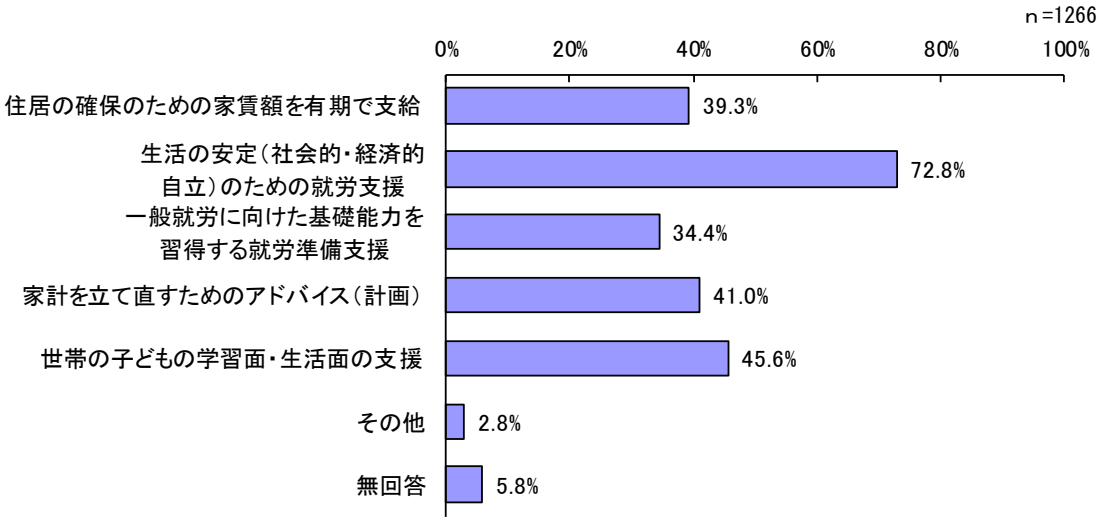

■「生活の安定のための就労支援」が72.8%と最も高く、他の選択肢もいずれも3割から4割の回答を集めています。

→就労支援に対する要望が高いことから、更なる充実が望まれる。

<アンケート調査からのまとめ>

■地域で支えあうしくみの充実

様々な生活環境の変化により、子育ての支援やちょっとした家事の手伝い、見守りなどが必要となることがあります。地域の中で、互いにそうした支えあいを行うことができるしくみの構築や、活動への支援が求められます。

■情報提供の充実

様々な福祉サービスが提供されているが、その内容が分かりにくかったり、違いが分かりにくかったりすることが多くあります。子育て世帯や高齢者、障害者、低所得者等、支援を必要としている人に適切に福祉サービスを提供するため、内容を分かりやすく、多様な手段での情報提供が求められます。

また、民間の福祉施設等を安心して利用することが出来るよう、事業所の評価の公開や指導を行っていくことが求められます。

■地域で支えあう人材の育成・支援

地域福祉活動にあたり、担い手の確保・育成・支援は喫緊の課題である。地域福祉活動の積極的な周知や参加手段の多様化等が求められます。

■地域福祉活動の支援

ちょっとした気遣いや支えあいが地域での生活をより良いものとする。こうした活動がしやすい環境を整え、支援していくことが必要です。また、地域福祉活動の中核的に推進する社会福祉協議会や民生・児童委員の活動支援も必要です。

■交流を通じたきっかけづくり

核家族化やひとり暮らし高齢者が増加しており、孤立化を防ぐためには地域社会への参加を促すことが必要です。気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけが求められます。

■地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

防災・防犯に向けた取り組みは、地域全体で取組むことが望まれています。また、災害時に頼れる人は普段から付き合いのある人が多いとみられ、普段からの付き合いを継続的に行うしくみづくりが必要です。

４　市が抱える課題のまとめ

これらのことから、市では次の３点を特に重点的な課題であるととらえます。

ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進

高齢、障害の分野ごとの相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケース等の新たな状況が顕在化してきました。

また、支援制度がきめ細やかになる反面、制度の細分化、複雑化を伴い、利用者にとって一部「分かりにくい制度」となっています。

このような背景のもと、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携し、だれもが気軽に相談できる相談支援体制を推進する必要があります。

イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保

行政や民間事業者の取組だけでは、支援を必要とする全ての人に支援が行き届くことは困難です。

そのため、地域住民が自ら課題解決し、それを支える取組が必要であり、地域力の強化と“すき間”の課題への取組を目指す「地域づくり」が求められています。

「地域づくり」を進めるためには、地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向ける人材の確保が必要です。

ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援事業において、生活保護に至る前の段階の自立支援策を図るため、自立相談支援事業の実施など自立に向けた人的支援を行ってきました。

一方で、生活困窮者を支援する過程においては、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になります。

このため、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた地域づくりが必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

（※中扉裏）

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の目標

本計画は、市民と行政が協働して市政運営にあたる指針を示した「基本計画」の健康・医療、福祉施策に関わる都市像の実現をめざしています。第２期計画においても、「一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち」を実現するため、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり」を目標として掲げ、各施策を展開してきました。

一方で、地域における課題の解決を図っていくには、より一層の地域の力が重要となっているにもかかわらず、経済状況の不安定さに伴う働き方の多様化などから、地域への関心は高まっていない状況が続いていると言えます。

住み慣れた地域で個人が尊重され、活き活きと暮らせるよう共に助けあえる地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実をめざすため、第３期となる本計画においても、これまでの目標を引き継ぐこととします。

計画の目標(仮)

だれもが、地域の中で、共に支えあい、

安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり

2　計画の体系

これまでの地域福祉計画においては、それぞれの施策や事業の実施が、計画の目標に向けてどのような役割を果たしているかということが分かりにくくなっていました。また、重点項目を掲げてはいても、それがどの程度達成されたか、また、達成後、どのように次のビジョンを描くかと言ったことも明確でなかったことから、事業の実績はあるものの計画の進捗について適切に評価できているとは言い難い状況でもありました。

これらのことから、本計画の策定に当たっては、すべての事業を「しくみ」と「人材の育成」、「サービス」という３つの方向性に取りまとめ、それぞれに重点テーマをもって施策や事業を実施します。

今回の策定においては、「市が抱える課題のまとめ」（＊ページ）に掲載した「ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進」を「しくみ」の重点に、「イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保」を「人材の育成」の重点に、「ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上」を「サービス」の重点として取り組みます。

また、各方向性の中で実施するそれぞれの施策では、計画年度内に達成を目指す指標（「重要指標」）を掲げます。この指標の達成状況をもって、計画進捗の一つの目安とします。

※計画体系の簡略した図が入ります。

3　計画のめざす姿

重点課題の解決、また、次章の個別施策で示す地域福祉の実現には、支援を必要とする人が、必要な支援を受けることのできる体制を構築することが重要です。

支援とは、地域におけるちょっとした支えあい、公的機関や民間企業、また、地縁組織による支援、そして行政による支援と、目的や態様により異なりますが、いずれの状況においても円滑な支援ができるよう、その実現をめざします。

地域における相談の窓口には「民生委員・児童委員」があたります。民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬)、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されますが、各分野の専門性に長けているわけではないことから、各民生委員・児童委員が抱える専門性が高いものや複雑な案件については、社会福祉協議会が中心となり、連携して対応にあたります。

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、「社会福祉法」に基づき、都道府県や市区町村に設置されており、本市にも「八王子市社会福祉協議会」があり、活動を行っています。

もちろん、地域の中の資源を知り、各分野の相談窓口を知っている方はそちらに直接相談先を選ぶことが望ましいですが、いわゆる「どこに相談していいかわからない」状況を解決するため、この、民生委員・児童委員と社会福祉協議会を軸にした相談システムを、八王子市の総合相談体制として進めてまいります。

＜総合相談体制の図＞

※「総合相談体制」を示す図が入ります。

４　福祉の圏域の考え方

※圏域の考え方については、本市で策定される各計画の調整を行っている段階です。考え方がまとまり次第お示しします。

第４章　施策の展開

（※中扉裏）

第４章　施策の展開

１　しくみの充実

～多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進～

※「しくみの充実」についての基本的考え方を示します。

＜主な取組み＞

（１）地域を基盤とする包括的支援の強化～各計画との連携
（２）社会福祉協議会の体制強化
（３）福祉に携わる職員の専門性の向上
（４）情報提供の充実

（１）地域を基盤とする包括的支援の強化～各計画との連携

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　“包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催

■　地域福祉推進拠点

■　高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営

…地域における高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上及び生活の安定を図るため、必要な援助・支援を包括的に実施する中核的機関として、保健師もしくは看護師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの専門職を配置した高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営を委託します。

■　地域ケア会議の推進（地域包括支援センター業務委託）

…地域における高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上及び生活の安定を図るため、必要な援助・支援を包括的に実施する中核的機関として、保健師もしくは看護師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの専門職を配置した高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営を委託します。

■　障害者地域生活支援拠点事業

…市内５か所の市委託相談支援事業所に置く「地域生活支援拠点事業所」に「地域生活支援員」を配置した。
主な業務は、市内の障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源、医療機関、公的機関や各種制度　（ 障害福祉以外の分野も含む ）を活用、連携して、① 既存の福祉サービス等につなげる。② 相談に応じ、助言する。③ 必要な場合は、訪問等による相談、日常生活支援や直接処遇等のアウトリーチ支援を行う。また、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、などの業務を行う。

■　子ども家庭支援センター

■ 生活自立支援課（生活支援ネットワーク会議）

■ 保健所

■ 保健福祉センター

■ 教育センター

② 消費者保護対策　（相談・計画）

…市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、消費生活基本計画に基づき消費生活相談等を実施します。

③ 地域福祉計画の推進

…計画推進のため、社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置・運営。計画における重点課題に関することや、計画策定等を担う。また、社会福祉協議会による地域福祉推進拠点の設置・運営支援を行う。

④ 社会福祉審議会の運営

…計画推進のため、社会福祉審議会を設置・運営。中核市移行により新たに設置した組織であり、本市の福祉に関する重要事項について、調査・審議を行う。

⑤ 居住支援協議会による住宅確保要配慮者への入居支援

…住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方）の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体が連携し、取組を行います。

（２）社会福祉協議会の体制強化

※リード文が入ります

＜主要事業＞

① 社会福祉協議会補助金　運営費

…社会福祉法の中で、地域福祉に関わる事業を担うと規定される社会福祉協議会に対し、円滑な事業実施と、適正な運営体制整備のため運営費等を補助します。

② 社会福祉協議会補助金　「いきいきプラン八王子」の推進

…平成 26 年度に策定した新たないきいきプランを受けて、小地域福祉活動を実践します。地域住民の誰もが気軽に集えるカフェを設置し、常設型サロンとしての機能とともに、社協職員が常駐し、相談や地域福祉のコーディネートを担い、地域内交流、地域課題解決を図ります。

③ 社会福祉協議会補助金　ボランティア活動支援

…地域福祉の推進の一環として、ボランティア活動をしてみたい方やボランティア活動の支援を望む方からの相談を受け付け、ボランティア登録や活動紹介等のボランティアコーディネートを実施します。

④ 総合相談体制での「つなぐ役割」としての専門性の向上への支援

（３）福祉に携わる職員の専門性の向上

※リード文が入ります

＜主要事業＞

① “総合的な福祉の職員研修”の実施

② 社会福祉士実習指導者の育成

…本市が福祉事務所として「社会福祉援助技術現場実習生」（社会福祉士になるための現場実習）の受入を行っている。この受入れに必要な実習指導者の育成を行います。

（４）情報提供の充実

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

■ 介護なび・はちおうじ

■ 福祉のしおり

■ 子育てガイドブック

■ 子育てメールマガジン

…子育て支援や支援サービスの利用を促し、児童虐待や産後うつの予防につなげるため、幅広く多所管に渡る子育て支援サービスの情報を「タイムリー」かつ「きめ細かく」発信します。

■ Facebook「すくすく＊はちおうじ」

…子育てプロモーションの一環として、SNS（Facebook,Twitter）を活用して、子ども・子育てに関わる情報を「タイムリー」及び「視覚的に分かりやすく」発信します。

②　音訳・点訳資料の提供

…視覚障害のある利用者などを対象とし、ボランティアに作成を依頼した音訳・点訳資料を貸出したり、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて提供することで、図書館の利用を促すとともに、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

2　地域福祉活動支援・人材育成

～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

※「地域福祉活動支援・人材育成」についての基本的考え方を示します。

＜主な取組み＞

（１）民生委員・児童委員の活動支援
（２）地域で支えあう意識づくり
（３）地域で取り組むきっかけづくり
（４）地域における福祉活動の支援
（５）虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
（６）防災・防犯活動の推進
（７）地域資源の発掘と連携

（１）民生委員・児童委員の活動支援

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　社会福祉委員（民生委員・児童委員）活動の支援

…社会福祉委員（民生委員・児童委員）の資質向上ならびに、委員活動の充実、活性化を図ります。民生委員法・児童福祉法及び八王子市社会福祉委員設置要綱に基づき、地域住民の調査、相談、助言、指導あるいは行政機関への協力などを行うことにより、地域福祉の向上に寄与する社会福祉委員（民生委員・児童委員）やその活動組織のための支援を行います。

②　総合相談体制での「つなぐ役割」としての専門性の向上への支援

（２）地域で支え合う意識づくり

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　学校等への車いす等体験学習

…学校等からの要請を受け、児童・生徒を中心に「福祉講話」「車いす体験」「高齢者疑似体験」「点字体験」「アイマスク体験」を実施する。

②　夏休み体験ボランティア

③　認知症サポーターの養成

…65 歳以上の高齢者の３～４人に１人は認知症か認知症予備軍の軽度認知障害と推計される現状にあり、認知症は早い時期からの適切なケアや生活習慣病対策で、症状の緩和や一定の進行抑制につながることから、早期診断・早期対応の取り組みをすすめます。
また、認知症は身体的にも精神的にも介護者がストレスを抱えやすい病気であることから、認知症介護者の活動拠点を整備・運営することにより、今後急増する認知症の人の家族を地域で支え、孤立の防止を図ります。

④　消費者教育推進

…高齢者や学生など、消費者被害にあいやすい方を被害から守るため、周囲の方に対する啓発を行う。

（３）地域で取組むきっかけづくり

※リード文が入ります

＜主要事業＞

① 趣味の講座の開催（地域福祉推進拠点）

② 体験学習サポーターの養成

…多くの体験要望に応えていくため、必要に応じて指導のできる人材を養成することと、体験学習を地域に開けたものにし、関わる人々がつながりを持つことができるよう支援します。

③ 高齢者活動コーディネートセンターの運営

…高齢者の生きがいづくりに資する高齢者のさまざまな活動を支援するため、高齢者活動コーディネートセンターを設置し、特技を持った高齢者と、それを必要とする個人及び団体とを紹介、仲介するとともに、それぞれの相談に応じます。

④ 子育て応援団Ｂｅｅネット

…子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成・支援します。

⑤ はちおうじ志民塾

…概ね 50 歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成します。

⑥ 出前講座「高齢者の見守りについて」の実施

…「高齢者等の見守りガイドブック」を活用し、町会・自治会、サロン主催者、民生委員、訪問ふれあい員等に対して、出前講座の講座として開催します。
地域の中で見守りサポーターとしての役割を担う人材を育成・確保することにより、見守り機能の強化だけでなく、見守り活動に対する地域住民の意識・関心の向上、地域におけるつながりの構築等を促進します。

（４）地域における福祉活動の支援

※リード文が入ります

＜主要事業＞

① うぃずサービス

② 高齢者ボランティア・ポイント制度の実施

…介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された 65 歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給します。

③ 地域子ども支援事業の実施

…子ども食堂など、子どもを支援する団体をつなぎ、ネットワーク形成による支援を行うことで、子どもへの支援環境の充実を図る。

④ 日本赤十字活動への支援

…非常災害時の被災した者の援護、健康増進、疾病予防など社会奉仕を行う赤十字奉仕団を支援します。奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行います。事務局では災害義援金の募集、血液センターと協力し献血の呼びかけ、広報などで奉仕団員増員を図ります。

⑤ 社会福祉法人認可事務及び指導検査事務（社会福祉充実計画など）

…社会福祉法の改正により、平成 25 年度から、当該市区のみで事業を実施している社会福祉法人の所轄庁が都から市区に変更されたため、社会福祉法人に対する設立認可等、また、社会福祉充実計画の承認、報告徴収、指導検査等を行う。

⑥ 社会福祉施設整備事業資金利子補給

…社会福祉法人等が社会福祉事業を行うために資金を借り入れた際、その借入金に対し発生する利子の一部を補助することで、社会福祉法人等の財政的負担軽減を図ります。

（５）虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　見守り協定の運営

…「八王子市見守り協定マニュアル」にもとづき、見守り協定事業者のスタッフが通常業務中に気づいた「異変」を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供します。情報提供が速やかに行えるよう、専用電話番号を記したステッカー10,000枚を作成し、スタッフが使用する車両等に貼付します。

～見守り協定の運用～

連絡を受けた市は、各分野の運営において中心的な役割を果たしている
・高齢者⇒高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）
・障害者⇒障害者福祉課（障害者虐待防止センター）
・子ども⇒子ども家庭支援センター
などの関係機関と連携して対応し、情報提供された内容について確認後、情報提供元の見守り協定事業者へ連絡します。

②　高齢者見守り相談窓口の運営

…高齢者の孤立防止を図るため、高齢者の生活実態の把握や、高齢者あんしん相談センターと連携して高齢者に対する見守りを行う相談室を運営します。

③　福祉電話

…高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、利用しやすいサービス体系を整備し、一人ひとりの状態に適した日常生活支援や施設でのサービスを提供します。

③　サロン活動への支援

…「高齢者の外出機会の増加」「孤独感や引きこもりの解消」「健康でいきいきと

した生活の実現」を図り、高齢者が自ら居住する生活圏の中で、誰もが気軽に参加でき、高齢者同士又は世代を超えた仲間づくりの場を提供する『サロン活動』の活動を活性化するため、自主的に運営する団体の財政的に支援します。

④　子育てサロンへの支援

…就学前の子供を養育する者とその子供が、地域で安心して暮すことができるよう、子育てに関する学習や交流等の場を提供する子育てサロン活動を自主的に企画し実施する団体を支援します。

⑤　シニアクラブ運営事業補助

…おおむね 60 歳以上の高齢者で構成されるシニアクラブの地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動、その他の社会活動に対し運営費を助成して、高齢者の生活を豊かなものとし、いきいきとした高齢社会を実現する。

⑥　ふれあい収集の実施

…ごみ出しをすることが困難な身体障害者等を対象に、ごみ・資源物を戸別に収集します。

⑦　シングルマザー応援講座

…シングルマザーの生活支援を目的に、シングルマザーならではのお金に対する不安を解消するためのマネープランについて学ぶと共に、孤立しがちなシングルマザー同士の交流を図り、仲間づくりを促します。

（６）防災・防犯活動の推進

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　地域における災害時要支援者支援体制の構築

…災害時要支援者の地域支援組織結成を促すため、相談やマニュアルを提供するなど普及啓発を行います。
また、避難行動要支援者名簿を整備し、事務所、八王子駅南口総合事務所、市役所本庁舎及び市立小学校に配備します。

②　災害ボランティアリーダーの養成

③　在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

…災害時に要援護者となりやすい方のうち、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への災害時の被害を最小限にとどめるため、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成します。

④　自主防災組織への支援

…共助体制の強化を図り、地域防災力向上を目指すため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を促します。

⑤　地域防犯リーダー養成講習会の実施

…地域での自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施します。

⑥　障害別避難支援マニュアルの周知

…障害者支援者や当事者向けの避難支援マニュアルを配付することにより、災害時に自力での避難が困難な障害者の特性を障害別に理解し、態様に応じた円滑な避難・支援方法の周知を図るとともに、町会自治会等の関係機関に配付することにより、地域における防災対策及び共助の促進を図ります。

⑦　町会・自治会防犯パトロール物品の貸与

…町会・自治会が行っている防犯パトロールに必要な用具を貸与し、効果的な防犯活動を行うための支援を行います。

⑧　市民への防災意識の啓発

…防災分野の専門講師による講演会や防災に関わる研修会などを開催することにより、市民の防災意識向上を図ります。

（７）地域資源の発掘と連携

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　小地域福祉活動団体情報交換会の実施

…小地域での支えあいの仕組みづくりについて、既に活動している団体及び関係機関のスタッフとともに、それぞれの活動把握や活動の活性化、地域への啓発活動に資するための情報交換会等を開催します。

②　生活支援体制整備事業の実施

…高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中、ＮＰＯ法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

③　大学生によるボランティア活動の推進

…大学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、大学生の八王子地域への愛着や理解を深める。八王子市が募集するボランティア活動に、大学生が参加する。

3　福祉サービスの充実

～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

※「福祉サービスの充実」についての基本的考え方を示します。

＜主な取組み＞

（１）高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計画との連携
（２）生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）
（３）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進法）〃
（４）福祉施設・事業所の評価と指導・監査
（５）ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

（１）高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の各計画との連携

※リード文が入ります

＜主要事業＞

① 高齢者計画・介護保険事業計画

② 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

③ 子ども育成計画

（２）生活困窮者への支援（生活困窮者自立支援法）

１．生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

※リード文が入ります

２．生活困窮者の把握等に関する事項

※生活困窮者の状況を示すデータが入ります。

３．生活困窮者の自立支援に関する事項

（１） 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

※支援メニューについて記載します。

（２） 生活困窮者支援を通じた地域づくり

※地域づくりに関して記載します。

＜主要事業＞

① 生活困窮者自立支援

…平成 27 年 4 月施行された生活困窮者自立支援法に基づき、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成及び自立に向けた支援を行う。
様々な関連機関との連携により、制度の狭間にいる困窮者の早期発見と、包括的な支援を提供する。
就労支援は、生活保護受給者と生活困窮者と一体的に実施。〃

② 生活困窮者自立支援（学習支援事業）

…生活保護世帯と児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象に無料学習教室を開催するとともに、子ども健全育成支援員４名を中心に、訪問による日常生活自立支援、学習支援、高校中退予防など、きめ細かく幅広い支援を行い、貧困の連鎖の防止を図る。

③ 若者自立就労支援の実施

…働くことについて様々な悩みを抱えている 15 歳～39 歳くらいまでの若者が就労に向かえるよう、協力事業者の事務所における職場体験など様々な支援を行っていく。

～八王子若者サポートステーション（サポステ）～

・本人・保護者に対する相談支援
・就職活動セミナー・ビジネスマナー・パソコン講座等セミナーの実施
・職場体験・職場実習
・３泊４日の合宿形式による「クリーニング基礎講座」の実施

～若年無業者就労促進事業～

…サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象とする。社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）行うことにより、社会的自立・就労に結び付けていきます。

④　就労訓練事業の認定

…中核市である本市においては市長が協力事業所を認定し、すぐに一般企業等で働くことが難しい人を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用（いわゆる中間的就労）を提供します。

⑤　フードバンク団体との連携

…フードバンク活動をする団体と確認書を交わし、食糧支援を必要とする生活困窮者の方と団体をつなぐ「橋渡し」役となり、自立支援を必要とする方と団体と市の連携を図ります。

（３）権利擁護の推進（成年後見制度利用促進法）

※成年後見制度利用促進法に基づく基本計画として策定。
計画に盛り込むべき事項について記載。

＜主要事業＞

①　成年後見制度の活用

…福祉サービスの利用に際しての苦情や判断能力の不十分な方々の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援を行うため、平成 25 年に八王子市社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を設置し、成年後見制度の市民への周知を図るとともに、社会貢献型後見人の育成及び活用の推進、法人後見監督の体制強化を図ります。

②　市民後見人養成基礎研修の実施

…平成 26 年度からは、東京都から市へ移管された市民後見人養成基礎研修を実施している。

③　成年後見支援（首長申立、成年後見審判請求申立費用・後見人報酬補助金）

…判断能力が十分でない方で、申請する親族がいない場合などに、市長が後見人を選任する審判を家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。
また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

（４）福祉施設・事業所の評価と指導・監査

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　社会福祉法人認可事務及び指導や検査事務の実施

…介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法等の規定に基づき、介護サービス事業者・障害者福祉サービス事業者、児童福祉施設等の検査事務（事業所管課で実施するものを除く）を行います。

②　東京都福祉サービス第三者評価受審費への補助

…福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みのことで、高齢や障害、子育て等各分野の施設等に対し、受審促進のため、その受審費の補助を行います。

③　施設従事者向け虐待防止研修

…施設従事者に対し、障害者への虐待を防止するための研修を実施します。

（５）ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

※リード文が入ります

＜主要事業＞

①　思いやり駐車スペース設置への補助

…思いやり駐車スペース設置事業は、平成 22 年度に開始し、本庁舎への設置を契機に、市内公共施設 44 か所・68 台分を確保した（平成 29 年 4 月 1 日現在）。今後は、さらなる市民への周知・普及を図るため民間商業施設等への設置を働きかける。その際、案内掲示板等の設置費用の一部を助成する。

②　赤ちゃん・ふらっと設置促進

…事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進する。

③　交通空白地域交通事業への運営費補助

…交通空白地域（鉄道駅 700m、バス停 300m以遠）で地域が行う、地域交通事業に運営費の補助を行います。

④　東京都福祉のまちづくり条例に基づく審査・指導の実施

…障害者、高齢者すべての人々が円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出審査、指導を実施します。

第５章　計画の推進

（※中扉裏）

第５章　計画の推進

１　計画の推進と評価

（１）計画の推進

本市では、保健医療・福祉に関する総合的な見地から協議、意見交換を行う「八王子市地域保健福祉推進協議会」を設置し、計画の進行管理・評価を行いながら、着実な事業実施へとつなげてきました。

本計画においても、福祉分野の対象者別計画である「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「こども育成計画」や連携を図る「保健医療計画」について、横断的な協議、意見交換を行う会議を設置し、本市の福祉、保健医療全般の向上をめざします。

（２）計画の点検と評価

本計画の実施に当たっては、その効果や達成を把握する事により、さらに次期へとつなげていくことが大切です。

本計画の策定にあたっては、次期計画の策定時に現計画の達成度を見るひとつの基準として、各施策の項目ごとに「重要指標」を設けました。また、各事業については、本計画における進行状況を把握する指標となるため、これらについては毎年、協議会に報告し、意見・評価を反映させながら、計画の推進につなげていきます。

また、市が抱える課題のまとめ（＊ページ）に掲載した「ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進」、「イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保」、「ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上」について、各事業の取組みの成果を見るため目標を掲げました。成果は市民アンケート等により把握するため、計画期間の中間年と５年目に実施し、事業実施による成果の把握に努めていきます。

２　計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なＰＲ媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。